

主任児童委員制度創設 30 周年を迎えた
制度・活動の振り返りと
今後の活動推進について（中間報告）

令和6年3月

全国民生委員児童委員連合会

児童委員活動推進部会

はじめに

子どもの育ちや子育てをとりまく状況は、少子化、SNS等情報通信サービスの普及やグローバル化、価値観の多様化などに伴いめまぐるしい社会変化をみせています。そのなかで、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラーなどさまざまな子どもを取り巻く課題が顕在化し、自分のおかれている状況の厳しさに気づけていない子どもたちさえ増加しています。子どもは「地域の宝」であり、子どもが笑顔で暮らし、健やかな成長を保障するには、地域全体で子育て・子育てを支えていくことが必要不可欠です。

主任児童委員制度は児童健全育成活動の期待が高まった平成6年に創設され、令和6年1月で制度創設30年を迎えました。制度創設当初の社会情勢のなかで求められる対応は変化していますが、現在も子どもを取り巻く課題は山積し、児童委員、主任児童委員への期待は高まる一方です。

このような状況のなか、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こどもや若者の視点に立ち、最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定しました。今後、各自治体に取り組むこども政策が具体的に動きはじめれば、あらためて主任児童委員制度・活動の意義と真価が問われてきます。私たちが地域の子どもたちの「身近なおとな」として実践してきた取り組みをいまいちど振り返り、自らの住む地域の現状を児童委員協議会として考え、子どもを地域で見守り、育てていくために何ができるのかを検討、実践していく必要があります。そして、この実践には主任児童委員と児童委員の連携・協力が重要となります。

本中間報告は、民児協会長のリーダーシップのもと、主任児童委員とともに児童委員協議会活動のさらなる推進に向けて取り組むうえでの、現時点での基本的な課題と方向性を整理しています。整理した課題については、継続的な検討が必要なものもあり、今後、各地の取り組み状況の把握とともに、具体的な対応等を盛り込んだ最終報告を令和6年度にとりまとめる予定です。

終わりに、本中間報告の作成にあたり、大変お忙しいなかご協力をいただきました社会福祉法人 至誠学舎立川 高橋久雄理事、聖隷クリストファー大学 泉谷朋子准教授、さらには、民児協関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

全国民生委員児童委員連合会

会長 得能 金市

目次

I	子ども・子育てをめぐる環境の変化	1
(1)	主任児童委員制度の創設時（平成6年当時）	1
(2)	主任児童委員制度の創設20周年時点（平成26年当時）	1
(3)	主任児童委員制度創設30年を迎えた現在	2
II	主任児童委員制度・活動を取り巻く課題と対応	3
(1)	主任児童委員の状況	3
(2)	主任児童委員および民児協内の課題と取り組み	4
(3)	主任児童委員の制度・運用における課題	8
III	児童委員・主任児童委員の活動等の現状	10
(1)	回答者の性別	10
(2)	回答者（単位民児協会長、児童委員、主任児童委員）の経験年数	10
(3)	民児協の定例会において、主任児童委員が活動報告をする場（機会）の有無	11
(4)	区域担当児童委員と主任児童委員の連携状況について	11
(5)	単位民児協会長の主任児童委員活動への理解状況について	11
(6)	子ども・子育て家庭が安心して過ごすことのできる“まちづくり”事業として、民児協以外の団体と連携している取り組みについて	12
(7)	(6)の具体的な取り組み事業と連携先（自由回答からの一部抜粋）	12
(8)	主任児童委員活動を行ううえでの関係機関・団体と子ども・子育て家庭への支援における情報交換（共有）の状況について	13
(9)	現時点での連携・協力状況が希薄であるが、今後さらに主任児童委員活動の推進に必要な関係機関・団体名について	14
(10)	主任児童委員活動を行うなかでの課題としてあげられる具体的事項（一部要約）	14
IV	関係者が今後取り組んで行くべき事項	15
(1)	子ども・子育てをめぐる課題解決に向けて意識すべき活動のポイント	15
(2)	今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化に向けて取り組むこと	16
	資料編	19

I. 子ども・子育てをめぐる環境の変化

(1) 主任児童委員制度の創設時（平成6年当時）

主任児童委員制度が創設された当時は、少子化の進行に対し、国を挙げて対策が取られはじめるとともに児童虐待問題が広く社会的に認知されてきたところでした。その時代背景としては、核家族化の進行や出産・子育てに関する不安やストレスの増大等があります。子ども・子育てをめぐる課題が多様化するなか、児童虐待問題に加え、いじめや不登校といった課題も顕在化、深刻化が指摘されていました。

主任児童委員制度の創設には、このような状況を受け、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題になり、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・支援活動を行う児童委員への期待が高まった時代背景がありました。

現在も共通する子ども・子育てをめぐる政策課題のなかでは、とくに「少子化」への対応が重要視されていたといえます。

<要点・キーワード>

テーマとなった課題：健やかに子どもを生き育てる環境づくり
社会的背景
<ul style="list-style-type: none">・ 少子化の進行・ 核家族化の進行・ 出産・子育てに関する不安やストレスの増大
子ども・子育てをめぐる主な課題
<ul style="list-style-type: none">・ 児童虐待の顕在化・ いじめや不登校等（顕在化・深刻化）

(2) 主任児童委員制度の創設20周年時点（平成26年当時）

少子化が一層進行する一方で、平成初期より引き続き児童虐待問題が社会的課題となっていました。いじめや体罰、不登校といった学校との関係が深い課題も深刻化し、主任児童委員を含めた民生委員・児童委員と教育関係者の連携に基づく取り組みが各地で行われるようになり、さらなる活動への期待も高まりました。

また、離婚率の高まり等によるひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）の増加、非正規就労の拡大、リーマンショック（平成20年）による不況等を背景に、経済的困窮の問題も深刻化し、「子どもの貧困」が大きな課題として取りあげられました。

<要点・キーワード>

テーマとなった課題：「子どもの貧困」への対応
社会的背景
<ul style="list-style-type: none">・ 少子化の一層の進行・ 離婚率の高まり・ ひとり親家庭の増加
子ども・子育てをめぐる主な課題
<ul style="list-style-type: none">・ 児童虐待の深刻化・ いじめや不登校の問題とともに家庭や学校における「しつけ」と称する体罰問題・ 経済的困窮の問題（深刻化）

(3) 主任児童委員制度創設 30 年を迎えた現在

現在、我が国は人口減少社会へ移行し、少子化に歯止めがかからず、子どもがいない地域が発生しています。少子化の背景には女性の社会進出に伴い未婚化や晩婚化がすすむとともに、若い世代が経済的理由等から結婚や子育ての将来展望が描きにくいことや、若者の結婚および出産に対する意識そのものの変化、子育てのしづらさ、子どもたちの健やかな育ちを支える環境の乏しさなど、さまざまな要因が考えられます。

また、これまでと同様に、児童虐待、いじめ・不登校、ひきこもりといった課題も増加しています。それに加え、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による経済的困窮世帯の増加やヤングケアラー、犯罪に巻き込まれる子どもなど、新たに顕在化し注目されている課題もあります。

新型コロナウイルス感染症対策では、外出自粛が求められ、人と人との交流の機会が減少し、人間関係の疎遠化がすすみました。さらに、インターネットサービス、SNS 等情報通信サービスの急速な普及による、地縁的なつながりのなかで子育ての知識を得る機会の減少や、コミュニティにおける連帯意識の弱体化を指摘する声もあります。これらは親の価値観が多様化するなかで、子どもと親のコミュニケーションの減少などの家庭における変化をもたらしており、養育力の弱体化にもつながることなどが、現状において懸念されています。このような社会の変化のなかで、子どもをとりまく状況も大きく変化し、物質的な生活が豊かになり、便利となる一方で、塾や自宅での勉強に追われ、十分な睡眠時間の確保もできず、ストレスの多い生活を送っている子どももみられます。

また、近年各地で外国にルーツをもつ住民の増加が見受けられ、言葉や文化・習慣の違いのため地域になじめない、必要なサービスが受けられないという問題が出ています。今日の我が国社会は、異なる文化や習慣を持った人たちと同じ地域の住民として、共存していくことが必要な「多文化共生社会」の時代を迎えているといえます。

国の動向としては、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、現在、「こどもまんなか社会」に向けた、こども家庭施策がすすめられています。今後、児童委員を兼ねる民生委員の役割への期待がこれまで以上に高まる状況にあります。

また同じく令和5年4月に施行されたこども基本法において、基本理念としての子どもの権利が明記されました。民生委員・児童委員における相談支援においても、子ども本人の権利の尊重について改めて意識することが求められています。

<要点・キーワード>

「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域における仕組みづくり	
社会的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少社会の到来、少子化の進行 ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う影響 ・ 親の価値観多様化、養育力の弱体化 ・ 多文化共生社会の到来 ・ 「子どもの人権」意識の高まり
子ども・子育てをめぐる主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待、いじめ・不登校、ひきこもり、ひとり親家庭の社会的孤立 ・ 情報社会の進展 ・ 経済的困窮世帯の拡大 ・ ヤングケアラーの問題の顕在化 ・ 犯罪に巻き込まれる子ども ・ 結婚や子育てに将来展望が描きにくい、子育てしづらい社会環境
地域における子ども・子育て家庭を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者の育ちや困難に対する支援 ・ 子育て支援に携わる関係者の職場環境や活動環境等の改善 ・ 多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどの充実

II. 主任児童委員制度・活動を取り巻く課題と対応

(1) 主任児童委員の状況

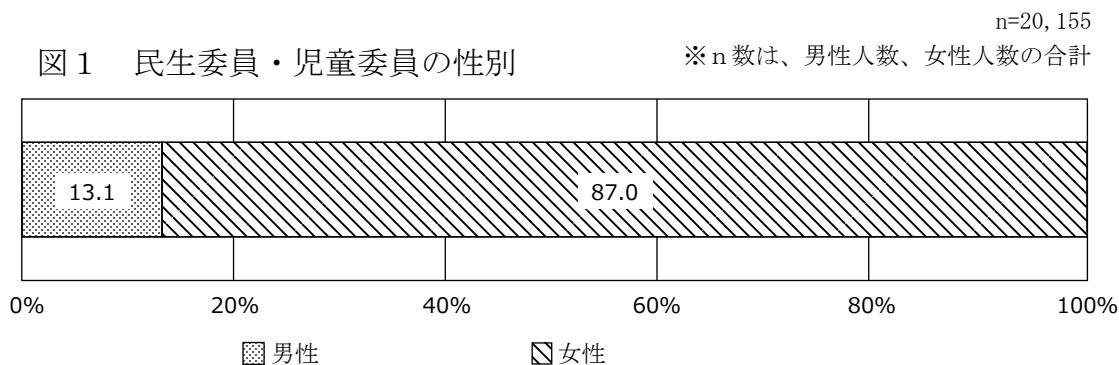
主任児童委員は、厚生労働大臣が児童委員のうちから指名する（児童福祉法第 16 条第 3 項）となっています。

令和 4 年 12 月の一斉改選では、定数 22,012 人に対し、委嘱者数 20,947 人で充足率が 95.2%との結果が公表されています。

また、性別、年齢については、全民児連が令和 5 年 5 月から同年 9 月に実施した『市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査（2022・2023）』の調査結果では、女性が約 9 割を占め、年齢は 50 歳代が最も多い割合になっています。

《主任児童委員の性別》

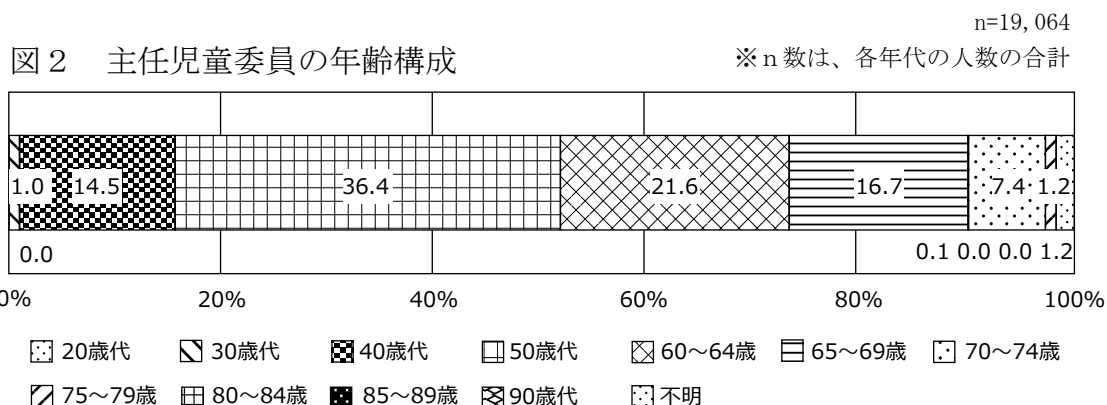
主任児童委員の性別は、「男性」（13.1%）、「女性」（87.0%）となっています。



出典：「市町村民生委員児童委員協議会実態調査（2022・2023）報告書」全国民生委員児童委員連合会，2023年12月
 ※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない（以下、同じ）

《主任児童委員数の年齢構成》

主任児童委員の年齢構成は「50歳代」(36.4%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.6%)、「65～69歳」(16.7%)となっています。



	調査数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳代	不明
全体	19,064	0.0	1.0	14.5	36.4	21.6	16.7	7.4	1.2	0.1	0.0	0.0	1.2

出典：「市町村民生委員児童委員協議会実態調査（2022・2023）報告書」全国民生委員児童委員連合会，2023年12月

(2) 主任児童委員および民児協内の課題と取り組み

今後の主任児童委員活動のさらなる充実・強化に向けて、単位民児協において検討し、具体的な対応を図るべきと考えられる課題としては、以下のものがあります。

- ① 単位民児協における主任児童委員の抱える課題
 - 組織内での孤独・孤立、連携・協働の希薄化
 - 委員活動と就業の両立の難しさ
 - 主任児童委員の役割や児童委員との連携の具体的な内容の不明確さ
 - 民生委員協議会に比べ児童委員協議会としての組織的な活動が弱い
 - 主任児童委員が一期で交代したり、引継ぎが十分にできないために、活動の積み重ねや関係機関との協働関係が十分にできない

【今後の対応にあたってのポイント】

主任児童委員は民生委員と比べ配置人数が少なく孤立しやすい環境にあるということがいえます。

そのためにも単位民児協会長と主任児童委員が積極的にコミュニケーションを図り、組織として民児協内で仲間意識を高め児童委員協議会の機能を強化することが必要です。

(参考：児童委員、主任児童委員の役割について)

《児童委員》

- ・地域の子ども・子育て家庭をめぐる実情の把握
- ・子どもやその保護者、妊産婦、母子家庭等の相談・支援
- ・児童の健全育成のための地域活動の展開、機会醸成
- ・児童虐待への取り組み（予防、早期発見・早期対応、再発防止等）
- ・支援が必要な子どもを発見した際の適切な関係機関への連絡通報

《主任児童委員》

- ・関係機関と児童委員との連携
- ・児童委員への援助・協力
- ・民生委員としての活動
- ・児童や子ども家庭をめぐる課題に関する意見具申

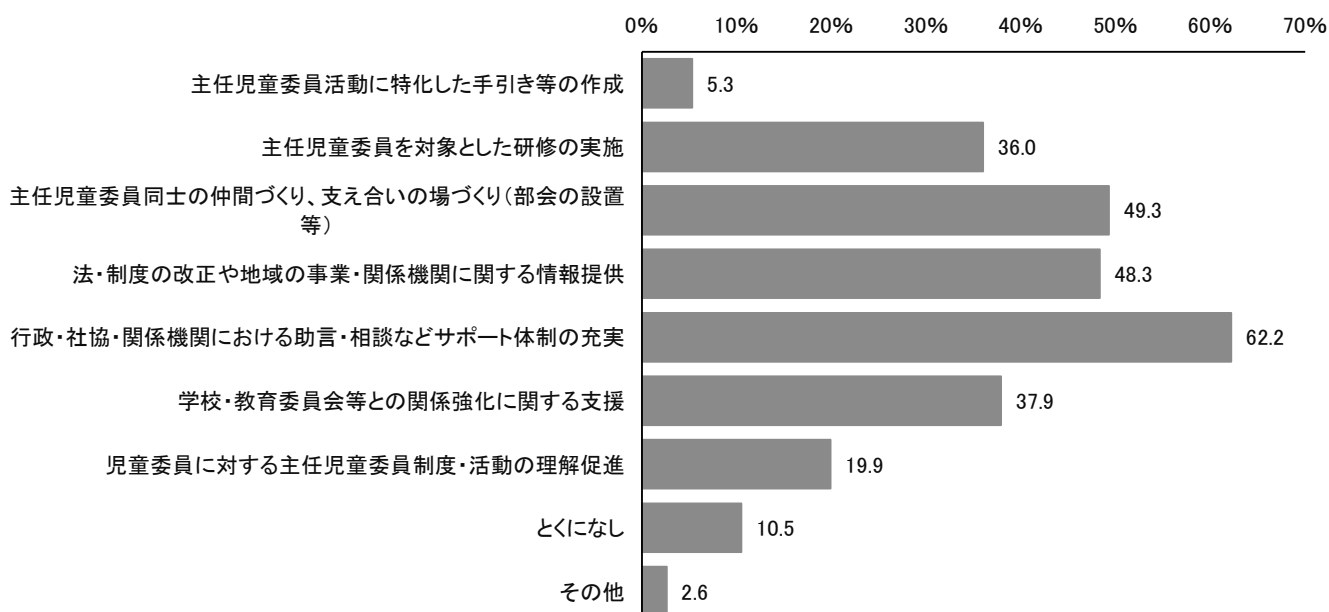
児童委員・主任児童委員の役割については国が示す要領によって上記のように分けられており、主任児童委員は単位民児協の区域全体を活動範囲とするため、個々の世帯の状況把握や継続的な見守り支援については、主に区域担当の児童委員が担うことが期待されています。

《主任児童委員の活動の支援状況》

既出の『市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査（2022・2023）』結果によると、市区町村民児協における主任児童委員活動への支援の実施について、現況では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」とともに、「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり」の割合が高いことがわかっています。

図3 主任児童委員活動への支援の実施状況

n=1,345（複数回答）



出典：「市町村民生委員児童委員協議会実態調査（2022・2023）報告書」全国民生委員児童委員連合会，2023年12月

【今後の対応にあたってのポイント】

今後の主任児童委員活動のさらなる充実・強化に向けて、民児協として自分たちの取り組みを振り返りつつ、主任児童委員の存在によって“子ども・子育て応援団”として発揮できる強みを再認識し、積極的な活動が求められます。

② 単位民児協の取り組みにおける主任児童委員の強み

- 児童福祉に関する研修等を多く受講し、児童福祉に関する知識を有している
- 子ども・子育てに関わる仕事の経験をもつ人も多く、学校やPTA、児童福祉施設等とネットワークがある
- 自らも地域住民のひとりとして、子ども・子育て世帯に寄り添った活動を展開してきた豊富な経験と実績がある

【今後の対応にあたってのポイント】

子ども・子育て家庭の支援における困りごとなどの対応では、児童委員と主任児童委員との連携が重要となりますが、そのためには単位民児協における児童委員協議会としての機能強化が必要になります。児童委員協議会としての役割や機能を見直し、主任児童委員・児童委員が積極的に連携しながら活動推進を図ることが必要です。

時代の要請である子ども・子育て家庭を取り巻く課題への対応に向けて、まずは各単位民児協において抱えている内的課題を明らかにし、以下のような主任児童委員に求められる活動を具体的に整理し、実践していく必要があると考えられます。

③ 主任児童委員、単位民児協に求められる活動

- 「地域の身近なおとな」として地域の状況に目を向け、子どもの声を聴き、関係者に伝える役割（子どもの代弁機能）を発揮する
- 担当地域を持たない主任児童委員の特性を活かし、地域全体の子ども・子育て家庭支援の視点をもち、具体的な取り組みを展開する
- 地区担当の児童委員と連携を図り、地域の子ども・子育て家庭の困りごとを把握する
- 児童相談所、行政、学校、児童福祉施設など、子ども・子育てに関する関係機関との連携強化に向けて調整を行う
- 人口減少地域、子どもがいない地域が増えるなかで、行政他機関団体とともに地域のまちづくりに向けた将来展望、ビジョンづくりに取り組む
- 児童委員、主任児童委員の交代による、地域住民への支援や関係機関との連携等、活動への影響を少なくするための民児協としての組織的な対応について検討し、具体的な対応を図る

【今後の対応にあたってのポイント】

- ・ 近年では、塾に通う子どもが多くなり、学校以外で遊ぶ機会が減少し、対話によるコミュニケーションが減少していると思われます。SNS等の発達により、身近なおとな以外にも相談の機会があるものの、地域の見守り役として、児童委員、主任児童委員が子どもたちの心にどのように寄り添うかが求められます。
- ・ 子どもの減少については、逆説的にいえば多くのおとなで子どもを見守ることができるといふことでもあり、そのメリットを積極的に活かしていく必要があります。また、子どもがいない地域であっても自治体等でサマースクールのように子どもの長い夏休み期間を活用した各種プログラムの受入れを積極的に行っているところもあり、そうした取り組みに主任児童委員がどのように関わっていきけるかを検討していくことも重要です。
- ・ 児童相談所の児童福祉司は、児童委員との連携についての理解はあっても、実際に支援の必要が生じたときにその家庭の区域を担当する児童委員との面識等がないことから、積極的な協力・連携に至らないことが多くあるようです。しかし、対象児童の支援においては、子どもや家庭の強みや、かつての家庭の姿も踏まえて現在の状況を把握し、支援を検討する継続的な視点が大切です。この点において、地域のなかで暮らし、子どもの姿を把握している主任児童委員の強みや役割が発揮できる点をふまえて活動していくことが必要です。
- ・ 学校に働きかけて、課題となっていることの情報を提供してもらい、主任児童委員が対応していくという関係を構築することで主任児童委員の役割をアピールしましょう。
- ・ 主任児童委員が一層活躍するためには、人と人とのつながりを通して、地域の事情を明らかにできる主任児童委員の強みを生かすための、民児協内での支援と連携が必須となります。主任児童委員と民児協会長をはじめとした民児協内でのコミュニケーションを積極的に図るよう心がけましょう。

(3) 主任児童委員の制度・運用における課題

今後の主任児童委員活動のさらなる充実・強化には、当事者である児童委員、主任児童委員では解決できない制度・運用上の課題への対応も必要であり、具体的には以下のようなものが指摘されています。具体的な対応策については意見や考え方がわかるものもあり、今後も全民児連において継続的に検討する必要があります。

① 年齢要件、配置基準、選任方法

- (ア) 年齢要件：意欲ある場合も退任せざるを得ない、新たな「なりて」確保の苦
 労
- (イ) 配置基準：全国一律の基準に基づく配置人数と活動量等との不整合
- (ウ) 選任方法：民生委員・児童委員である主任児童委員を適切に選任できる仕組
 みの必要性

上記の課題については、今後の対応に向けて国や行政に働きかけを行う必要があります。

現時点における、各課題に対する現状認識を以下の通り整理しました。今後、全国の取り組み状況や意向等を具体的に把握し、対応策を検討して結論を出す必要があると考えられます。

(ア) 年齢要件

- ・ 国が示している「主任児童委員選任要領」では、55歳未満の者を選任するよう努めることとされていますが、既に20年以上変更されておらず、2023年現在、高齢化率は29.1%と、選任要領が当初提示された時代より10%以上も増加しています。こうした現状を鑑みると「なりて」確保が困難となっている実態に合わせて選任要領を変更すべきとの関係者からの指摘もあります。
- ・ 一方、選任要領の「55歳未満の選任」は、「原則」として示されているとともに、努力義務となっていることから、都道府県・指定都市の裁量で運用が可能となっています。現状でいえば、本会の都道府県・指定都市民児協を通じた調査結果（2023年度）によれば、新任、再任ともに7.5%の民児協が年齢要件を設けていないと回答しており、多くは特例的な取扱いを認めている実態となっています。

(イ) 配置基準

- ・ 民生委員・児童委員と違い、主任児童委員は担当地域の人口規模に関わらず、民児協の規模に応じた全国一律の配置基準となっており、地域によっては主任児童委員の負担過重になっているなどの課題があります。
- ・ 市町村合併や小中学校の統合により物理的に担当地域が拡大し活動範囲（移動距離）が広がるケースもあります。
- ・ また逆に、少子化がすすんだ地域では、対象となる子ども・子育ての課題

に対し、必要以上に主任児童委員が配置されているとの指摘もあります。

- ・ 民生委員・児童委員に比べ配置数が少ないため、欠員が生じた際の主任児童委員同士のフォローも難しく、負担が大きくなるという懸念もあります。

(ウ) 選任方法

- ・ 国が示している「主任児童委員選任要領」にて示されている適格要件や例示として示されているふさわしい者の内容が、各自治体において適切に選任できる実態と乖離しているとの指摘があります。

(今後の対応に向けて)

選任要領の解釈や取扱いに関する実態把握を行い必要な対応を図る

- 主任児童委員のなりて確保および適任者の推薦にあたり、「主任児童委員選任要領」の内容が実態と乖離しているかの実態把握のためには、全民児連が、全国の都道府県・指定都市市民児協等を通じて、各自治体における推薦の仕組みや各民児協の具体的な意向等を確認することが必要となる。

(参考：主任児童委員選任要領より)

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を有する者

② 主任児童委員に対する研修のあり方に関する課題

具体的な内容や方法等について、あらためて検討が必要となると考えられますが、現状の課題認識は以下のとおり整理できます。

- ・ 主任児童委員の役割や活動内容に関する理解については、民児協や当事者である主任児童委員本人によっても違いがあり、身近な地域で必要な知識、力量を身につけられる機会の確保が必要となっています。
- ・ 民生委員・児童委員と違い主任児童委員の委員数が少ないため、民児協によっては研修の頻度、内容等が体系立てて確立できていない場合があります。
- ・ 主任児童委員の研修については、厚生労働省通知「民生委員・児童委員の研修について（平成 14 年 5 月 22 日付、雇児発第 0522001 号/社援発第 052201 号）」の中で、都道府県知事が実施するものとして、その内容が示されていますが、都道府県等が実施する現行の研修等について、必ずしも現場のニーズに答えられていない場合があります。

【今後の対応にあたってのポイント】

各地域において地域の主任児童委員活動に照らし、以下に関する課題について、どのような対応が必要かを話し合い、検討してみてください。

- ①年齢要件 ②配置基準 ③選任方法 ④主任児童委員に対する研修のあり方

Ⅲ. 児童委員・主任児童委員の活動等の現状

本章では、児童委員、主任児童委員の活動や意見、民児協の取り組み等に関する現状を把握すべく、令和5年12月7～8日に開催した令和5年度全国児童委員・主任児童委員活動研修会参加者（計157人）に対しアンケートを実施し、その結果の一部を以下のとおりまとめました。

（集計等にあたっての留意点）

参加者は都道府県・指定都市民児協がそれぞれ2～3人程度を目安に申し込んだもので、全国の主任児童委員の中から無作為に抽出したものではないこと、未回答者のいる設問があることに留意する必要があります。

なお、自由記述は内容を要約し意図を変えない程度に表現を修正しています。

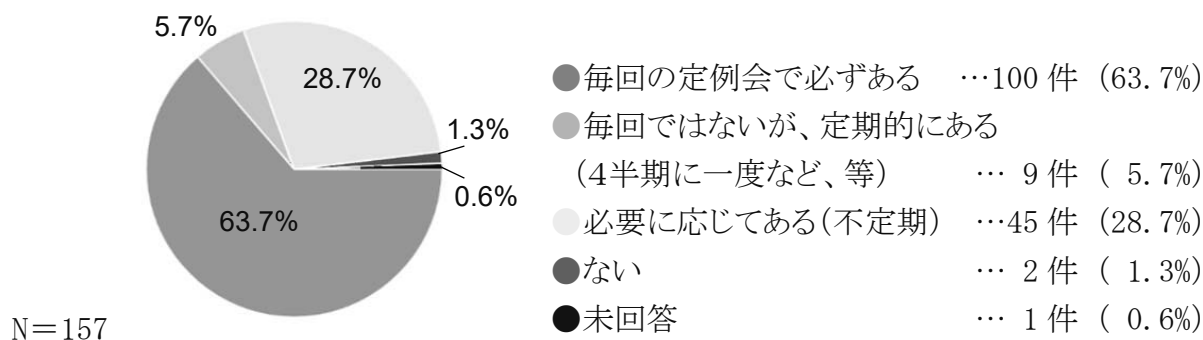
（1）回答者の性別（N=157）

男性	47人
女性	108人
未回答	2人

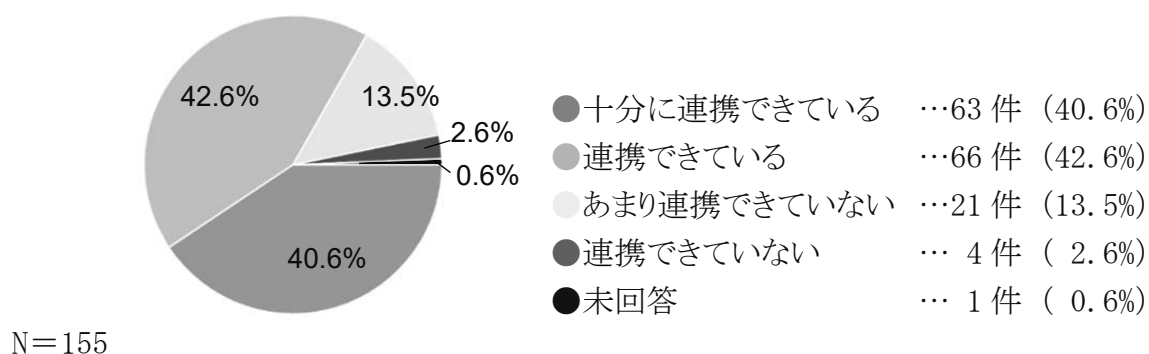
（2）回答者（単位民児協会長、児童委員、主任児童委員）の経験年数（n=157）

経験年数	単位民児協会長	児童委員	主任児童委員
1～5年	10人	29人	32人
6～10年	16人	18人	34人
11～20年	6人	35人	32人
21年以上	1人	16人	12人
未回答	62人	59人	26人
設問の役職ではない	62人	-	21人

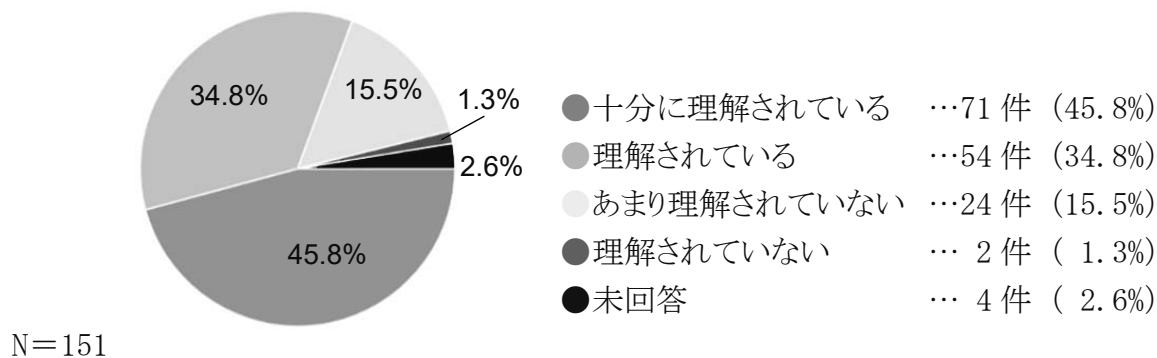
(3) 民児協の定例会において、主任児童委員が活動報告をする場（機会）の有無



(4) 区域担当児童委員と主任児童委員の連携状況について



(5) 単位民児協会長の主任児童委員活動への理解状況について

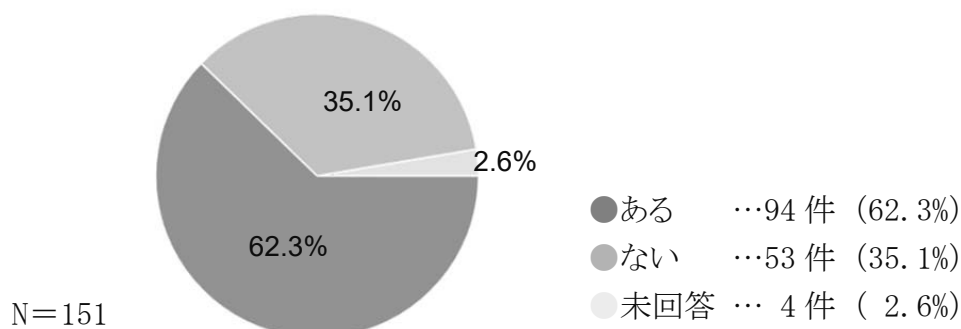


【アンケート結果のポイント】

質問(3)「民児協の定例会において、主任児童委員が活動報告をする場（機会）」が“必ずある”“定期的にある”と回答した割合が約 70%、質問(4)「区域担当児童委員と主任児童委員の連携状況」について“十分に連携できている”“連携できている”が約 80%、質問(5)「単位民児協会長の主任児童委員活動への理解状況」について“十分に理解されている”“理解されている”の回答が 80%を超え、単位民児協内で会長の理解を得て、主任児童委員と児童委員が連携して活動を実施していることがわかります。

一方で、約 20%弱は“あまり理解されていない”“理解されていない”と回答しており、今後の区域担当児童委員と主任児童委員の連携強化・促進のために、単位民児協会長の理解と協力が必要な状況にあることが窺えます。まずは、民児協内で主任児童委員の活動の周知・共有を行いつつ、主任児童委員との積極的コミュニケーションを図ることが必要と考えられます。

(6) 子ども・子育て家庭が安心して過ごすことのできる“まちづくり”事業として、民児協以外の団体と連携している取り組みについて



(7) (6) の具体的な取り組み事業と連携先 (自由回答からの一部抜粋)

《実施事業の例》

- ◆ 学習支援
- ◆ 子ども食堂
- ◆ 子育てサロン
- ◆ 子育て相談・乳児訪問
- ◆ 関係団体との勉強会
- ◆ 小学校授業などのサポート
- ◆ 放課後子どもクラブ教室(活動)等への協力

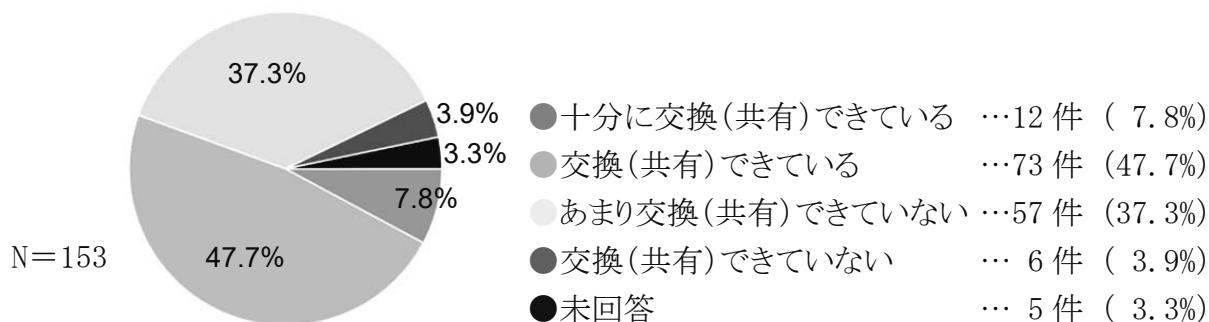
《連携機関の例》

- 町内会、自治会
- 小中学校等教育機関、PTA
- 社会福祉協議会
- 市区町村行政
- 保健師
- 児童館(学童)、地域保育園、子ども会
- まちづくり協議会、青少年健全育成連絡協議会

《取り組みの事例》

- ◆ まちづくり対策会議として自治会と協議
- ◆ 地域の人たちと一緒に「子どもを育てる会」を実施
- ◆ 学校応援団として学校での状況等の情報を共有している
- ◆ 自治会も巻き込んだ共同開催の子育てサロンを実施

(8) 主任児童委員活動を行ううえでの関係機関・団体と子ども・子育て家庭への支援における情報交換（共有）の状況について



《「交換（共有）できている」と回答したなかで具体的方法や内容について（一部要約）》

- ◆ 部会等会議運営を行政機関と分担するとともに、行政からの職員派遣があることで課題（問題）や情報の共有をしている
- ◆ 学校運営協議会や不登校会議などに参加し、学校とも連携・協力を実施。特にスクールソーシャルワーカーと支援方法等についての密な情報共有を行っている
- ◆ 児童館、子育て支援センター、学校のPTAなどの事業に参加することで、円滑な情報交換の実施。また、自ら子どものいる場所に出かけ現状把握に努めている
- ◆ 市主催の「子ども子育て会議」や、教育委員会主催の「いじめ対策協議会」に参加している

《「交換(共有)できていない」と回答したなかで実施すべき事項や連携できていない理由(一部要約)》

- ◆ 個人情報を出せないという関係団体の姿勢が強い
- ◆ 主任児童委員の活動自体あまり理解されておらず、守秘義務があるにも関わらず情報共有してもらえない
- ◆ 関係機関の担当者によって連絡の有無が変わり、校長や教員の交代にともない、情報共有が困難となる
- ◆ 児童相談所のもつ、個人情報は取り扱いが難しいという理由で情報共有が難しい
- ◆ 行政や関係機関へつなぐだけとなり、今後どのように対応していけばよいかフィードバックがない

(9) 現時点で連携・協力状況が希薄であるが、今後さらに主任児童委員活動の推進に必要な主な関係機関・団体名について

関係機関	回答数
教育関係（学校、PTA 等）	40
行政	24
児童相談所	12
保育園、こども園	8
保健所・保健師	6
警察	4
障がい関係	1

【アンケート結果のポイント②】

質問(8)「主任児童委員活動を行ううえでの関係機関・団体と子ども・子育て家庭への支援における情報交換（共有）の状況について」では “十分に交換（共有）できている” “交換（共有）できている” との回答は 55.5%にとどまる一方で、“交換（共有）できていない” “あまり交換（共有）できていない” の2つの回答を合わせると 40%を超え、主任児童委員活動における関係機関・団体との情報交換（共有）は必ずしも十分といえない現状にあるといえます。

なお、質問(9)の結果から、今後の委員活動推進において連携が必要な機関は、“教育関係（学校、PTA 等）” が最も多く、次いで“行政” となっています。子ども・子育て家庭支援において連携、協力する機関・団体を検討する際は、「どのような目的」で、「どのような関係機関・団体」と、「どのような方法」で情報交換（共有）が必要になるのかを民児協内で具体的に考えましょう。

また、子ども・子育て支援活動ではさまざまな個人情報を取り扱うことがあるため、関係機関・団体との情報交換（共有）の際は、事前の取り決めや確認を行うなど、とくに慎重な対応が求められます。

(10) 主任児童委員活動を行うなかでの課題としてあげられる具体的事項（一部要約）

- ◆ 物価の上昇もあるなか限られた予算内での事業運営企画が難しくなっている
- ◆ 主任児童委員の配置基準や年齢制限の緩和等の検討が必要
- ◆ 教育機関や行政の人的体制が変更しても主任児童委員の位置づけが変わらないような仕組みが必要
- ◆ 主任児童委員の認知度が低い
- ◆ 充実した継続活動のため、研修等の充実と委員間の意識や質の格差解消が必要
- ◆ 情報ルートの開拓には行政の協力が必須

【アンケート結果のポイント③】

質問(10)「主任児童委員活動を行うなかでの課題としてあげられる具体的事項」については今後も、全民児連において対応を協議・整理し、その内容を最後報告の中に盛り込む予定です。各地域においても、課題と対応策について検討してみてください。

IV. 関係者が今後取り組んでいくべき事項

(1) 子ども・子育てをめぐる課題解決に向けて意識すべき活動のポイント

① 近年の子ども・子育て支援を取り巻く地域課題等に関すること

「I 子ども・子育てをめぐる環境の変化」で示した課題等の今後の対応に向けては、関係者が押さえておくべきポイントがあると考えられます。

【必要な視点】

- ・ 児童委員、主任児童委員だけで対応するのではなく、行政を含めた地域の関係者、とくに地域住民を巻き込みながら事業等を実施していく
- ・ 個別支援にあたっては支援を必要とする家庭の強みを見出し、寄り添いながらサポートする
- ・ 子ども支援は、母親、父親、兄弟姉妹、障がい児以外の兄弟姉妹、家族全体の目線に立った支援を行う
- ・ 知的小よび精神的な障がいのある子育て家庭、外国にルーツをもつ子ども・家族等、地域のなかで孤立化・潜在化しやすい子育て家庭へのアウトリーチを強化する

【活動のポイント】

- ・ 子育て子育てを応援する地域ネットワークの充実と広がりを図るための地域関係者・団体の交流の機会を確保し、妊産婦から就学前の子どものいる家庭とのつながりをもつ
- ・ 今日の子育て家庭支援においては母親支援だけではなく、父親支援にも目を向けて取り組む
- ・ 障がいのある子どもがいる家庭では、障がいのある兄弟姉妹が優先されてしまうことが多くあり、その兄弟姉妹は、親に甘えることを我慢し、孤独感を抱いていると精神的に不安定になる可能性があるため、当該障がい児以外の兄弟姉妹の気持ちや状況にも目を向ける必要がある
- ・ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関（こども家庭センター）の設置が令和6年4月から各自治体ではじまるなか、地域関係者・団体との協働において児童委員と主任児童委員との情報共有連携がより重要になる

【必要な対応】

(各民児協)

- ・ 民生委員を含めた福祉関係団体、各種のボランティア団体などと住民と行政機関との橋渡し等を行う社会福祉協議会（以下、社協）の役割と性格を再認識し、社協とともに、多職種、多機関連携に向けたネットワークづくりの協力を求める
- ・ 児童相談所をはじめ、地域の関係団体等との連携・協働の推進にあたっては、当該の連携・協働相手に主任児童委員には守秘義務があることを強調し、正しい理解につなげる
- ・ 令和 6 年度より、全国の自治体にこども家庭センターが設置される動きがはじまるなかで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の役割や機能を確認し、具体的な取り組みをすすめる
- ・ 地域の状況や課題等は短期間で変化していくことから、3年程度を区切りとして地域状況を見直し、必要に応じて、児童委員活動強化推進方策の見直し改訂を行う

② 国がすすめるこども施策に対する基本方針等（こども大綱等）に関すること

現在、こども家庭庁の発足とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども大綱」をはじめこども家庭政策の基本的な指針が策定されています。こうした国がすすめる施策の基本的な内容と方向性を押さえておくことも、今後の主任児童委員活動や民児協のあり方等や具体的な取り組みの検討に当たり重要なことといえます。

具体的な詳細の内容等は必要に応じて国の資料等で各自確認いただく必要はありますが、ここでは押さえておきたい大きな方向性として以下のとおりポイントを整理しておきます。

【こども家庭政策の方向性（ポイント）】

- ・ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、必要十分な支援を展開する
- ・ さまざまな分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する
- ・ 子ども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含めた重層的アプローチを実施する
- ・ 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有する

(2) 今後の児童委員、主任児童委員活動の充実・強化に向けて取り組むこと

① 行政、民児協、社協、関係機関（学校等の教育機関）等との協力による取り組み

既述のとおり、地域の子ども・子育て家庭の抱える課題への対応においては、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）だけで対応するのではなく、地域住民や行政や教育機関等を含めた関係者による地域ぐるみの取り組みが不可欠です。連携協力にあたっての具体的なポイントとしては、以下のようなものが考えられ、各民児協等において具体的な取り組みが求められます。

【必要な対応】

- ・ 行政や関係機関（特に学校長、教育委員会）における主任児童委員の活動の理解促進、さらなる連携強化をすすめる
- ・ SNS等ICTを活用した周知（民生委員・児童委員、主任児童委員）制度と啓発、子育て・子育てを応援する地域づくり、PR広報協力者募集など、活動の実施をすすめる
- ・ 要保護対策協議会、学校運営協議会等の地域における子ども・子育てに関する協議体への主任児童委員の積極的な参画と関与をすすめる

② 民児協における取り組み

これまで整理してきた民児協の現状と課題を踏まえ、最後に、今後、民児協として取り組む際のポイントを以下に示します。民児協のこれまでの取り組みの振り返り、強み、弱みといった特徴の再認識等に基づく、今後のあり方や具体的な取り組みの検討を地域の実情を踏まえつつすすめてください。

【これからの民児協で主任児童委員活動の推進を検討する際に意識したい視点】

(ア) 都道府県・指定都市民児協としての取り組み

■ 県・市段階の定例会

- ・ 各都道府県・指定都市民児協会長会（定例会）において、主任児童委員の取り組みや意見を取り入れながら、子ども・子育て家庭・学校など状況や課題に関する情報共有、意見交換の図る機会を確保する
- ・ 民生委員協議会は児童委員協議会であることへの理解にもとづく組織運営の検証と必要な見直しによる活動推進

■ 主任児童委員の研修、支え合いの場づくり

- ・ 主任児童委員自身が民生委員・児童委員である（委嘱されている）ということを理解できる研修プログラムの実施
- ・ 主任児童委員がひとりで抱え込むことのないようにするための、委員同士の情報交換・支え合いの場づくり

(イ) 各市区町村民児協としての取り組み

《主任児童委員活動を組織的に支えるために必要なこと》

- ・ 主任児童委員の名称について、「主任」とは、職位ではなく、児童福祉に関する課題を「主に任ずる」（担当する）民生委員・児童委員であることの周知・広報
- ・ 「地域版活動強化方策」を策定、推進にあたっては「児童委員活動推進強化方策2017」をふまえ、児童委員活動に関することを計画的かつ意識的な活動を行う
- ・ 単位民児協の円滑な運営に向けた規模の適正化を検討し、必要に応じて見直す
- ・ 児童委員、主任児童委員活動を継続的にすすめるための環境（ヒト、モノ、カネ、トキ、シラセ）を整える
- ・ 民児協における児童委員活動の積極的な推進役の登用

- ・主任児童委員のサポート体制やスーパービジョンの仕組みを検討、構築する
- ・年間の活動や研修状況を単位民児協内で共有する
- ・引き継ぎ事項、引き継ぎマニュアルを作成する

《行政や地域との連携》

- ・さらなる連携強化が求められる学校関係者に対して働きかけの工夫を行う
 - ① 教育委員会等を通じての学校関係者に対し、主任児童委員制度や活動の理解を図る働きかけ（パンフレット等の活用）
 - ② 学校との連携を強化する具体的な活動を組織的に企画、実施する
- ・子ども・子育て世帯数、福祉施設・NPO・ボランティア等の社会資源等の地域特性を理解し、そのなかで可能となる民児協運営を試行する（モデルづくりを試みる）
- ・少子高齢化の進行、子どもがいない地域等における行政のまちづくり対策の将来展望とビジョンづくりに参画する
- ・児童委員活動や民児協組織への協力者や後継者の開拓や育成を図る

(ウ) 単位民児協としての取り組み

- ・民生委員協議会は児童委員協議会であることの既出（前頁）活動推進
- ・コミュニケーション不足の解消のため、民児協会長がリーダーシップを発揮し、定例会の目的と内容を明確かつ共有したうえで計画的に定例会を実施する
- ・主任児童委員の取り組みや活動状況について、発言の機会を設け地区担当委員との情報共有を図る

(エ) 主任児童委員としての取り組み

- ・主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから選任されているという意識（主任児童委員＝民生委員・児童委員の自覚）
- ・子どもの声の代弁者として子どもの声を積極的に拾い、社会に発信する
- ・貧困・格差によって子どもが夢を諦めることがないように後押しし、社会に訴えかけていく
- ・主任児童委員の役割と活動について自ら説明し周知していくことも必要
- ・主任児童委員活動においてひとりで抱えこまず、組織として対応していくことを意識し、各関係機関とも積極的にコミュニケーションを図っていく

上記取り組みは、主任児童委員がより一層その力を発揮し、十分にその役割を果たすため、現状において考えられる取り組むべきこと、意識すべきことをまとめたものです。

ぜひ、会長のリーダーシップのもとに各民児協において、子ども・子育て世帯を取り巻く状況の再確認をしてみてください。そして、自分たちの住むまちの将来を見据えて、子どもたちが健やかで安全・安心に成長できる環境について、行政を含めた地域の関係者と検討・実践してみてください。

資料編

下記、厚生労働省や本会掲載のウェブサイトより、民生委員・児童委員、主任児童委員

活動に関する法令、資料をご確認いただけます。ご活用ください。

国からの関連情報

- 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日）（法律第 164 号）（令和 6 年 4 月 1 日施行）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164_20240401_504AC0100000052



- こども家庭庁 児童委員・主任児童委員

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodatashien/jidou-iin/>



全民児連からの関連情報

- 全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員/民児協関係者専用ページ（mjASSIST）

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>



- ・児童委員児童委員の活動要領〔平成 16 年 11 月 8 日改正（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〕
- ・児童委員、主任児童委員の活動の推進について（平成 29 年 3 月 29 日（雇児総発第 0329 第 5 号）

全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→3. 委員活動に関する手引き等（PDF）→（3）児童委員・主任児童委員活動に関する手引き等→①「児童委員活動の手引き」→④「児童委員、主任児童委員活動事例集」（2023 年 3 月）→p.26～裏表紙



- ・全民児連 2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（国庫補助事業）『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書』（令和 2 年 3 月）

全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→5. 民生委員・児童委員活動に関する調査報告書等（PDF）→（1）地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書（令和 2 年 3 月）



- ・児童委員制度創設 70 周年全国児童委員活動強化推進方策 2017～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成 29 年 11 月）

全民児連→民生委員・児童委員専用ページ→2. 活動強化方策および委員活動に関する指針、方針等（PDF）→平成 29 年度作成資料→②児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017～子どもたちの笑顔と未来のために～（平成 29 年 11 月）



主任児童委員制度創設 30 周年を迎えた制度・活動の振り返りと
今後の活動推進について（中間報告）

令和 6 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会
児童委員活動推進部会
